

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

上越市長 中川 幹太

市町村名 (市町村コード)	上越市 (15222)
地域名 (地域内農業集落名)	名立区 (名立小泊、名立大町、坪山、赤野俣、岩屋堂、大菅、谷口、車路、鉢畑、田野上、丸田、折居、森桂谷、池田、峠、濁沢、杉野瀬、折戸、平谷、東蒲生田、小田島、西蒲生田、下瀬戸、上瀬戸、東飛山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月21日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・2020農林業センサスによれば当地区の総農家数195で、販売農家数でみれば僅か105しかない。また、当地区の認定農業者は8人と少なく、その8人の平均年齢も66歳であり、高齢化が顕著となっている。これまでも国の農地流動化政策が幾度とあったものの、大規模層への農地の流動化はほとんど進まず、2010農林業センサスの当地区の総経営耕地面積は約170haだったものが2020農林業センサスでは約110ha(増減率▲33.7%)と経営耕地面積が約60ha減少し、そのほとんどが遊休農地となっている。

・担い手に目を向ければ、2020農林業センサスで「農業を引き継ぐ後継者を確保していない」と回答したのは、販売農家105戸のうち、実に96戸であり、後継者を確保していると回答したのは、田野上、丸田、杉野瀬、平谷、上瀬戸、東飛山の6集落で僅か9戸であった。

・直近の人・農地プランで経営拡大の意向を予定する農業者は、折居、平谷、折平の3集落で6人しかいない。そのため今後認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積が当地区全体で24.1haと少なく、新たな農地の受け手の確保が必要となっている。

・荒廃農地の解消や荒廃農地の防止を目的に、水稻作業よりも軽労働で済む、そばの作付面積を増加させているものの、地目が田であることから、収穫量が低く、経営は安定していない。このことから、水田の畑地化や容積重の多い(収穫量の多い)品種へ変更のほか、有機栽培による付加価値化の取組が必要となっている。

・当地区の優良農地は、農業の担い手や今後の新規就農者へ農地を集約化するほか、条件不利による水稻作付が困難な農地については地域内で協議を進め、そばの作付増加や地区で取り組める作物の検討にあわせ、保全等を進める区域の検討を進める必要がある。

【地域の基礎的データ】

・総農家数:195 販売農家数:105 認定農業者数:8 任意組織:2(水稻生産組織1、そば生産組織1)

・主な作物:水稻、そば

(2) 地域における農業の将来の在り方

・中山間地域の特色を生かした棚田米の有利販売をさらに増加させ、経営の安定化を図る。

・優良農地以外で作付ける中山間地域の振興作物である「そば」を、当市で製造されているバイオマス有機肥料を利用し、環境にやさしい農業を推進するとともに、そばの特産品による農業振興を図る。

・担い手不足が顕在化する中、著しく農業の生産条件が不利な農地については、保全等を進める区域に指定し、優良農地の維持に努め、農地の適切な利用を確保する。

・労働力不足に対応していくため、担い手への農地の集積、集約化を基本とし、併せて地域内外の多様な人材の確保・育成を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	395 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	395 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

優良農地保全の観点から農振農用地をその区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域や担い手のニーズに沿った区画整理や暗渠排水、用排水路、農作業道などの整備のため、農地耕作条件改善事業の活用を検討する。また、担い手に農地集約する際、農地中間管理機構関連農地整備事業の条件(中山間地域5ha以上)を満たす場合には、担い手の意向を確認しながら農用地の基盤整備事業を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新潟県の新規就農者募集の窓口である「にいがた農業ナビ」や市が実施する「お試し農業体験」の受入農家になり、当地区への新規就農者の募集や勧誘を行うとともに、各種農業団体等で構成される上越市担い手育成総合支援協議会と連携し、栽培技術や各種農業制度・政策の学習のほか補助事業の申請などの支援を行い、着実な担い手育成を継続的に行う。また、名立区将来ビジョンの様々な施策を講じる中で、多様な人材の確保を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、防除作業はラジコンヘリを所有する他地区の大規模農業法人に委託する。また、そばの収穫作業については農業機械の共同化を維持し、当地区のそば生産組織に委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策
イノシシの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、上越市鳥獣被害防止対策協議会の指導の下、集落ごとに鳥獣の出没しにくい環境づくりに努める。

②有機栽培
地域特産物になりうる「そば」の慣行栽培を徐々に有機栽培に移行し、商品としての付加価値を高める。

③スマート農業
農作業負担の軽減と新たな担い手確保につなげるため、重労働作業の共同化やスマート農機の共同利用を目指す。

⑤果樹等
地域の特産品「越の梅」の栽培を継続する。

⑦保全・管理等
作物の栽培が困難な農地においても、検討する中で可能な限り中山間地域等直接支払制度を活用し、農地の保全・管理を継続する。

⑩その他
農産物の販路開拓や新たな担い手確保、さらには関係人口の創出を図るため、各種媒体を活用し、地域の魅力や活動状況等の情報を積極的に発信する。